

「ひなた飲食店認証」換気設備設置等支援事業費補助金

申請の手引き

交付申請受付期間：令和3年9月1日 ～ 令和3年12月20日

※予算の状況により、令和3年12月20日を待たずに受付を終了する場合があります。

工事完成期限：令和4年1月20日

「補助金実績報告書」提出期限：令和4年2月21日

補助金実績報告書を提出するまでに工事代金の支払いを済ませる必要があります。

令和3年8月

飲食店認証サポートセンター

(公益財団法人宮崎県生活衛生営業指導センター)

〒880-0802 宮崎市別府町2-12 建友会館内

電話 0985-41-8853 / FAX 0985-41-8867

【概要】

飲食店等を営む事業者が実施する飲食店における新型コロナ対策認証（以下「ひなた飲食店認証」という。）の取得を目的とした換気設備の設置・付替え等に要する経費を補助します。

【補助対象者の要件】

次の全ての要件を満たしていること

- ・食品衛生法に基づく飲食業の営業許可を受けている事業者であること。
- ・ひなた飲食店認証制度の対象となる事業者であり、かつ、ひなた飲食店認証の申請をする事業者であること。
- ・県税に未納がないこと。
- ・個人住民税について特別徴収を実施している又は特別徴収を開始することを誓約すること。
- ・暴力団や暴力団員ではなく、暴力団や暴力団員と密接な関係がないこと。

【補助対象施設】

- ・食品衛生法に基づく飲食業の営業許可を受けている施設
- ・必要換気量（一人あたり毎時30m³以上）を満たしていない施設

注) 上記を満たす施設であっても次の施設は補助の対象となりません。

- 1 店内での飲食を目的とした客席を有さない施設（テイクアウト専門店、デリバリー専門店 等）
- 2 学校、病院、その他施設等の委託事業など、特定の者を対象とした営業を行う施設
- 3 仮設や自動車などの移動営業を行う施設

【補助対象事業】

次の全ての要件を満たす設備設置・改修等を行う事業

- ・ひなた飲食店認証基準に沿った（必要換気量を満たす）換気設備で、客席の換気を行う換気設備の設置・改修工事であること。
- ・建築物に固定されていること。（工事請負契約等により設置される設備。備品のみの費用は対象外です。）
- ・改修工事を行うことについて、建物所有者から承諾が得られていること。
- ・本補助金の他に国、県の補助金等の交付を受けていないこと。
- ・交付決定通知が交付された以降に工事着手すること。
- ・令和4年1月20日までに工事が完了すること。

【補助率及び補助限度額】

[補助率] 10/10以内

[補助限度額] 1事業者あたり50万円

※補助金額の算定例は次のとおりです。

例①) 改修工事費用：30万円（消費税抜） < 50万円 ⇒ 30万円

例②) 改修工事費用：60万円（消費税抜） > 50万円 ⇒ 50万円

【申請書類】

1 交付申請に必要な書類

- ① 交付申請書兼誓約書兼チェックシート（様式第1号）
- ② 納税証明書（県税に未納がないことの証明）
- ③ 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第2号）
- ④ 工事見積書等（補助対象事業の工事金額が確認できるもの）の写し
※作成日、施工業者、工事の依頼者である事業主が明記されているもの。
- ⑤ 工事の内容が確認できる図面、資料等
 - ・平面図（工事内容及び補助対象施設の範囲、排気口・給気口の位置、換気経路等を図示したもの）
 - ・設置する設備の仕様書やカタログ等（換気量が分かるもの）
- ⑥ 工事前の現場写真
- ⑦ ひなた飲食店認証基準適合チェックシート（添付様式1）
※現在の換気設備の能力が不明な場合は、施工業者等にご相談ください。
- ⑧ 食品衛生法に基づく営業許可証の写し（新規開業予定施設は除く）

2 補助金の受領に必要な書類

- ① 実績報告書兼請求書兼チェックシート（様式第7号）
- ② 工事請負契約書又は発注書及び発注請書等の写し
- ③ 工事代金の支払状況が確認できる書類（領収書、振込記録等）の写し
- ④ 工事の完了を証明する書類（工事完了報告書等）の写し
- ⑤ 工事の実績が確認できる写真等（改修前、改修後）
- ⑥ 食品衛生法に基づく営業許可証の写し（新規開業施設のみ）
- ⑦ 補助金振込先口座と口座名義が確認できる通帳の写し
- ⑧ ひなた飲食店認証書の写し

【提出方法】

受付窓口へ郵送（簡易書留など郵送物の追跡ができる方法で郵送してください。）

※書類の不備等がある場合は、再度の郵送等をお願いする場合があります。

【受付窓口】

飲食店認証サポートセンター（（公財）宮崎県生活衛生営業指導センター）

〒880-0802 宮崎市別府町2-12 建友会館内

電話 0985-41-8853 / FAX 0985-41-8867

【窓口開設時間】 月曜日から金曜日（祝祭日等は除く）午前10時から午後4時

【補助事業の内容を変更しようとする場合の手続き】

- ・変更前に承認を受けなければなりません。
- ・ただし、変更後においても認証基準に沿った細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は承認の必要はありません。
- ・工事内容及び工事期間を変更しようとする場合には、センターに報告し、その指示に従ってください。

【その他留意事項】

- ・県又はセンターから検査、報告、是正のための措置の求めがあったときは、これに応じる必要があります。
- ・補助金に関する支出書類は令和10年4月1日まで保存してください。
- ・補助金を受けて取得した設備は、定められた期間が経過するまで、譲渡や取り壊しなどはできません。（取り壊し等が必要な場合は、承認を得る必要があります。）
- ・提出書類に虚偽の記載や補助事業の実施に不正行為があった場合、その他、公的資金の助成先として適切でないと判断された場合は、補助金交付の決定を取り消し、すでに補助した額の返還を求める場合があります。
- ・補助金の交付が受けられるのは、1事業者あたり原則1回限りです。
- ・予算の状況により、令和3年12月20日を待たずに受付を終了する場合があります。
- ・補助金の受領に必要な書類は、工事が終了してから1箇月以内又は令和4年2月20日のいずれか早い期日までに提出する必要があります。

【手続きの流れ】

- ①**交付申請** 予算の状況により、令和3年12月20日を待たずに受付を終了する場合があります。
「交付申請に必要な書類」を提出します。
- ・必要書類を窓口に郵送します。(簡易書留など郵送物の追跡ができる方法に限る。)
- 【受付開始】 令和3年9月1日(水)
- 【受付締切】 令和3年12月20日(月) ※当日消印有効
※改修工事は令和4年1月20日(木)までに完了する必要があります。
- 【受付窓口】 飲食店認証サポートセンター((公財)宮崎県生活衛生営業指導センター)
〒880-0802 宮崎市別府町2-12 建友会館内
電話 0985-41-8853

②**交付決定通知の受領**

交付決定の通知を受領します。

- ・通知は交付申請書類をセンターが審査し、内容に不備がない場合に送付されます。
(内容に不備がある場合、修正の対応をする必要があります。)
- (申請内容が要件に適合しない場合は、不交付の通知を送付します。)

③**工事の実施**

工事を実施します。(交付決定通知が交付された以降に工事着手してください。)

- ・令和4年1月20日(木)までに工事を完成させる必要があります。

④**実績報告及び補助金請求** ※工事が終了してから1箇月以内に提出してください。

「補助金の受領に必要な書類」を郵送します。(簡易書留など郵送物の追跡ができる方法に限る。)

- ・提出前に改修工事契約業者への工事代金の支払いを済ませる必要があります。

【最終締切】 令和4年2月21日(月) ※必着

【受付窓口】 飲食店認証サポートセンター((公財)宮崎県生活衛生営業指導センター)
〒880-0802 宮崎市別府町2-12 建友会館内
電話 0985-41-8853

⑤**交付額確定通知・補助金の受領**

交付額確定通知を受領します。

- ・通知は報告書類等をセンターが審査し、内容に不備がないことが確認できた場合に送付されます。
- ・通知後2週間程度で補助金が指定口座に振り込まれます。

兼誓約書
兼チェックシート

「ひなた飲食店認証」換気設備設置等支援事業費補助金交付申請書

令和 年 月 日

公益財団法人宮崎県生活衛生営業指導センター理事長 殿

標記補助金について、「ひなた飲食店認証」換気設備設置等支援事業費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり申請します。

記

申請者	ふりがな			裏面の注意事項を、よく読んで記入してください。	
	氏名	印			
	現住所	〒			電話番号
				※日中でも連絡が取れる番号	
営業所	ふりがな			営業許可番号	
	営業所の名称、屋号又は商号			※複数店舗分の申請の場合、複数の番号を記入。 ※全ての営業許可証の写しを添付。	
	営業所の所在地	〒			営業所電話番号
事業計画	経費内訳 (備品購入費、施工費、運搬費、委託費、設計監理費、工事費など)		費 目	金 額	
	※消費税は補助対象外です。 ※記入欄が不足する場合は、任意の用紙に同様の内訳を記載して添付してください。 ※複数店舗申請する場合、合計額を記入してください。 ※対応する工事見積書の写しを提出してください。				円
					円
					円
					円
					円
					円
申請額 ※消費税は補助対象外		【税抜】	円	※申請の上限額は1事業者当たり50万円です。 ※金額の合計が50万円に満たない場合は、その合計金額が申請額の上限となります。	
工事实施(予定)時期		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで			
【要件該当確認】	<input type="checkbox"/> 以下の項目に相違ないことを誓約します。 <ul style="list-style-type: none"> ・提出書類に記載した内容は事実に相違ありません。 ・補助対象事業は、他の補助制度を受けていません。 ・補助対象事業は、その実施について、建物所有者から承諾が得られています。 ・食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けています。 ・その場所で飲食することを主たる目的とした設備を有さない飲食店に該当しません。 ・補助対象施設は、ひなた飲食店認証の申請をする施設です。 ・暴力団員ではなく、暴力団や暴力団員と密接な関係がありません。 				
【添付書類確認】 右の項目について、添付されている場合は□にチェック(☑)してください。	① 納税証明書(県税に未納がないことの証明)			□	
	② 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第2号)			□	
	③ 補助対象経費が確認できる書類等(工事見積書等)			□	
	④ 補助対象事業の内容が確認できる図面、資料等(平面図、仕様書、現場写真等)			□	
	⑤ (添付様式1)ひなた飲食店認証基準適合チェックシート			□	
	⑥ 食品衛生法に基づく飲食店営業許可証の写し			□	
指導センター 記入欄	交付決定年月日			交付決定額	円
		交付日			

【注意事項】

- ・交付決定後に着工する補助対象事業の経費が対象となります。
- ・補助金の上限額は1事業者当たり50万円です。
- ・複数の営業所に係る申請の場合、営業所の名称、所在地、電話番号は、代表とする営業所のみ記載してください。
- ・営業許可番号は、申請に関わる全ての営業所の番号を記載するとともに、記載した営業所の全ての営業許可証の写しを提出してください。
- ・対象経費の金額の合計が50万円に満たない場合、その合計金額が申請額の上限となります。
- ・申請内容に、補助対象とならない経費が計上されている場合は、交付決定額が申請額を下回る可能性があります。
- ・経費内訳の欄が不足する場合は、任意の別紙に内訳を記入して提出してください。
- ・工事見積書の写しを提出してください。
- ・記載内容に疑義や記載漏れがある場合には、センターより確認の連絡をすることがあります。
- ・表面下部の「要件該当確認」の内容をよく読み、該当するか確認してください。全て該当する場合のみ(チェック) してください。全て該当する場合のみ補助金の交付対象になります。
- ・表面下部の「添付書類確認」をよく読み、添付書類が不足していないか確認してください。

【補助対象の可否】(2021.8.20時点)

<対象となる設備>

品目	可否
客席部分の換気を行う換気扇の新規設置	対象になる
客席部分の換気を行う換気扇の改修	対象になる

※必要換気量を満たすものに限る。

必要換気量については、「(添付様式1)ひなた飲食店認証基準適合チェックシート」をご確認ください。

<対象とならない設備>

品目	可否
エアコン	対象にならない
換気機能付きエアコン	対象にならない
空気清浄機能付きエアコン	対象にならない
空気清浄機	対象にならない
サーキュレーター(送風機)	対象にならない
扇風機	対象にならない
換気扇等の清掃	対象にならない
客席部分の換気を行わない別室(厨房等)の換気扇	対象にならない

【申請先】※受付は郵送のみ

〒880-0802

宮崎市別府町2-12 建友会館

飲食店認証サポートセンター(換気設備補助金申請窓口) 行

【問い合わせ先】

電話:(0985)41-8853【窓口対応時間 10:00~16:00(月~金)】 FAX:(0985)41-8867

「ひなた飲食店認証」換気設備設置等支援事業費補助金交付申請書

兼誓約書
兼チェックシート

令和 年 月 日

公益財団法人宮崎県生活衛生営業指導センター理事長 殿

記載した日

標記補助金について、「ひなた飲食店認証」換気設備設置等支援事業費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり申請します。

記

申請者	ふりがな			印	(法人)代表取締役印など法人代表者印 (個人)経営する飲食店の取引で使う印 裏面の注意事項を、よく読んで記入してください。	
	氏名	(法人)株式会社〇〇フードサービス代表取締役 〇〇〇〇 (個人事業者) 〇〇 〇〇				
	現住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号			法人の電話番号 携帯電話も可 ※日中でも連絡が取れる番号
営業所	ふりがな	すなっくみやざき〇〇	営業許可番号	※複数店舗分の申請の場合、複数の番号を記入。 ※全ての営業許可証の写しを添付。 (宮崎市) 宮保衛指令 第〇号△△△ (宮崎市以外) シレイ〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇		
	営業所の名称、屋号又は商号	スナック宮崎〇〇				
	営業所の所在地	〒 〇〇〇-〇〇〇〇	※補助を受ける飲食店の店舗所在地を記載	営業所電話番号	飲食店の電話番号	
事業計画	経費内訳 (備品購入費、施工費、運搬費、委託費、設計監理費、工事費など) ※消費税は補助対象外です。 ※記入欄が不足する場合は、任意の用紙に同様の内訳を記載して添付してください。 ※複数店舗申請する場合、合計額を記入してください。 ※対応する工事見積書の写しを提出してください。	費目	金額			
		備品 (〇〇社製XX-9999型換気扇) 購入費	120,000	円		
		換気扇設置施工費	150,000	円		
		設計監理費	50,000	円		
		ダクト工事費	200,000	円		
		合計	520,000	円		
	申請額	【税抜】 500,000	円	※申請の上限額は1事業者当たり50万円です。 ※金額の合計が50万円に満たない場合は、その合計金額が申請額の上限となります。		
工事实施 (予定) 時期	※要件を確認・チェック <input checked="" type="checkbox"/> 以下の項目に相違ないことを誓約します。					
【要件該当確認】	右の項目について、よく読んで、当てはまる場合に□にチェック (☑) してください。					
	※添付書類を確認・チェック					
	① 納税証明書 (県税に未納がないことの証明)	☑				
	② 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書 (別記様式第2号)	☑				
	③ 補助対象経費が確認できる書類等 (工事見積書等)	☑				
	④ 補助対象事業の内容が確認できる図面、資料等 (平面図、仕様書、現場写真等)	☑				
⑤ (添付様式1) ひなた飲食店認証基準適合チェックシート	☑					
⑥ 食品衛生法に基づく飲食店営業許可証の写し	☑					
指導センター記入欄	交付決定年月日		交付決定額	円		
	交付日					

ひなた飲食店認証基準 適合チェックシート

該当する項目□に☑を入れてください。

1. 申請する営業所の名称、屋号又は商号

2. 認証基準への適合状況（工事前）		申請者 チェック 欄	指導センター チェック 欄
現在の換気設備			
□	<p>○必要換気量を満たしていない。</p> <p>ア) 必要換気量（一人あたり毎時30m³以上）が足りていないか。（②<①）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部屋あたりの人数：（ ）人（座席数+常時部屋内にいる従業員数） → 一部屋あたりの必要換気量30m³ / (人・時) × （ ）人 = （ ）m³/時 -① ・ 現在設置している換気設備の換気量 （ ） m³/h-② <p>（チェック事項） 平面図（設置位置、一部屋あたりの人数（テーブル配置）が明示されているか。） 現在の換気量が不明な場合、施工業者等に相談し確認を受けたか。</p>	□	□
□	<p>イ) 排気口と給気口の設置状況を把握しているか。</p> <p>（チェック事項） 平面図（排気口・給気口の位置、換気経路が明示されているか。）</p>	□	□

3. 認証基準への適合状況（工事後）		申請者 チェック 欄	指導センター チェック 欄
設置予定の換気設備			
□	<p>○必要換気量の確保する。</p> <p>ア) 必要換気量（一人あたり毎時30m³以上）が確保されているか。（②≥①）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部屋あたりの人数：（ ）人（座席数+常時部屋内にいる従業員数） → 一部屋あたりの必要換気量30m³ / (人・時) × （ ）人 = （ ）m³/時 -① ・ 設置予定の換気設備の換気量 （ ） m³/h-② <p>（チェック事項） 平面図（設置位置、一部屋あたりの人数（テーブル配置）が明示されているか。） 換気設備仕様書（換気量が明示されているか。）</p>	□	□
□	<p>イ) 排気口と給気口が換気上適切な位置に設置されているか。</p> <p>（チェック事項） 平面図（排気口・給気口の位置、換気経路が明示されているか。）</p>	□	□

住 所
氏 名 印
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

チェック欄（いずれかに該当する項目□にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

□ 当事業所は、現在 市(町・村)の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

□ 当事業所は、現在 市(町・村)の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

→ 確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※ 各事業所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務がない

□ 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。

→ 確認印を受けてください。

(3) 開始誓約

□ 当事業所は、年 月から、従業員等の個人住民税について特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社(者)あてに送付してください。

→ 確認印を受けてください。

市(町・村)確認印

「ひなた飲食店認証」換気設備設置等支援事業費補助金実績報告書 兼請求書
兼チェックシート

令和 年 月 日

公益財団法人宮崎県生活衛生営業指導センター理事長 殿

標記補助金について、「ひなた飲食店認証」換気設備設置等支援事業費補助金交付要綱第11条に基づき、下記のとおり実績を報告します。なお、交付額確定後は、交付確定額を請求します。

記

申請者	ふりがな		裏面の注意事項を、よく読んで記入してください。			
	氏名					
	現住所	〒		電話番号		※日中でも連絡が取れる番号
営業所	ふりがな		営業許可番号	※複数店舗分の申請の場合、複数の番号を記入。 ※全ての営業許可証の写しを添付。		
	営業所の名称、屋号又は商号					
	営業所の所在地	〒		営業所電話番号		
申請内容	交付決定額	【税抜】	円	※補助の上限額は1事業者当たり50万円です。 ※導入金額の合計が50万円に満たない場合は、その合計金額が補助額の上限となります。		
	実績額 ※消費税は補助対象外	【税抜】	円	※実績額に補助対象外経費を含めないでください。		
	工事着手日 および完了日	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで				
振込先	以下の口座に振り込んでください。(通帳の写し要提出)					
	ふりがな		預金種別	普通・当座		
	口座名義人 (※申請者と同名義)		印			
	金融機関名	銀行 金庫 組合 農協	本店 支店 出張所	口座番号	●	●
【要件該当確認】	<input type="checkbox"/> 以下の項目に相違ないことを誓約します。 ・提出書類に記載した内容は事実と相違ありません。 ・補助対象事業は、他の補助制度を受けていません。 ・補助金を受けて取得した設備を定められた期間内に処分しようとする場合は、事前に承認を受けます。 ・補助対象施設は、ひなた飲食店認証を取得した施設です。 ・ひなた飲食店認証を取り消された場合は、補助金を返還します。					
【添付書類確認】	右の項目について、添付されている場合は□にチェック(☑)してください。					
	① 工事請負契約書又は発注書及び発注請書の写し					<input type="checkbox"/>
	② 工事代金の支払状況が確認できる書類(領収書、振込記録等)					<input type="checkbox"/>
	③ 工事の完了を証明する書類の写し(工事完了報告書等)					<input type="checkbox"/>
	④ 補助対象事業の実績が確認できる写真等(工事前、工事後)					<input type="checkbox"/>
	⑤ 食品衛生法に基づく営業許可証の写し(新規開業施設)					<input type="checkbox"/>
	※交付申請時に提出済み					<input type="checkbox"/>
	⑥ 補助金振込先口座と口座名義が確認できる通帳の写し					<input type="checkbox"/>
	⑦ ひなた飲食店認証書の写し					<input type="checkbox"/>

【注意事項】

- ・ 交付決定後に着工する補助対象事業の経費が対象となります。
- ・ 補助金の上限額は1事業者当たり50万円です。
- ・ 複数の営業所に係る申請の場合、営業所の名称、所在地、電話番号は、代表とする営業所のみ記載してください。
- ・ 営業許可番号は、申請に関わる全ての営業所の番号を記載するとともに、記載した営業所の全ての営業許可証の写しを提出してください。（交付申請時に提出済みの場合を除く。）
- ・ 対象経費の金額の合計が50万円に満たない場合、その合計金額が申請額の上限となります。
- ・ 申請内容に、補助対象とならない経費が計上されている場合は、交付決定額が申請額を下回る可能性があります。
- ・ 経費の内訳の欄が不足する場合は、任意の別紙に内訳を記入して提出してください。
- ・ 工事請負契約書の写しを提出してください。
- ・ 領収書又は振込記録の写しを提出してください。
- ・ 振込口座の通帳の写し（支店名や口座名義人が確認できるもの）を提出してください。
- ・ 記載内容に疑義や記載漏れがある場合には、センターより確認の連絡をすることがあります。
- ・ 表面下部の「要件該当確認」の内容をよく読み、該当するか確認してください。全て該当する場合のみ（チェック）してください。全て該当する場合のみ補助金の交付対象になります。

【補助対象の可否】（2021. 8. 20時点）

<対象となる設備>

品目	可否
客席部分の換気を行う換気扇の新規設置	対象になる
客席部分の換気を行う換気扇の改修	対象になる

※必要換気量を満たすものに限る。

必要換気量については、交付申請の際に提出された「（添付様式1）ひなた飲食店認証基準適合チェックシート」をご確認ください。

<対象とならない設備>

品目	可否
エアコン	対象にならない
換気機能付きエアコン	対象にならない
空気清浄機能付きエアコン	対象にならない
空気清浄機	対象にならない
サーキュレーター（送風機）	対象にならない
扇風機	対象にならない
換気扇等の清掃	対象にならない
客席部分の換気を行わない別室（厨房等）の換気扇	対象にならない

【申請先】 ※受付は郵送のみ

〒880-0802

宮崎市別府町2-12 建友会館

飲食店認証サポートセンター（換気設備補助金申請窓口） 行

【問い合わせ先】

電話：(0985)41-8853【窓口対応時間 10:00~16:00(月~金)】 FAX：(0985)41-8867

記載例

「ひなた飲食店認証」換気設備設置等支援事業費補助金実績報告書

兼請求書
兼チェックシート

令和 年 月 日

公益財団法人宮崎県生活衛生営業指導センター理事長 殿

記載した日

標記補助金について、「ひなた飲食店認証」換気設備設置等支援事業費補助金交付要綱第11条に基づき、下記のとおり実績を報告します。なお、交付額確定後は、交付確定額を請求します。

記

申請者	ふりがな			印	(法人)代表取締役印など法人代表者印 (個人)経営する飲食店の取引で使う印		
	氏名	(法人)株式会社〇〇フードサービス 代表取締役 〇〇〇 (個人事業者) 〇〇 〇〇			裏面の注意事項を、よく読んで記入してください。		
	現住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 (法人) 法人所在地の住所 (個人) 自宅の住所	電話番号		法人の電話番号 携帯電話も可 ※日中でも連絡が取れる番号		
営業所	ふりがな	スナックみやざき〇〇	営業許可番号	(宮崎市) 宮保衛指令 第〇号△△△ (宮崎市以外) シレイ〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇			
	営業所の名称、屋号又は商号	スナック宮崎〇〇	※複数店舗分の申請の場合、複数の番号を記入。 ※全ての営業許可証の写しを添付。				
	営業所の所在地	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 ※補助を受ける飲食店の店舗所在地を記載 〇〇市△△町1-2-3 □□ビル2階	営業所電話番号	飲食店の電話番号			
申請内容	交付決定額	【税抜】	500,000 円	※補助の上限額は1事業者当たり50万円です。 ※導入金額の合計が50万円に満たない場合は、その合計金額が補助額の上限となります。			
	実績額 ※消費税は補助対象外	【税抜】	520,000 円	※実績額に補助対象外経費を含めないでください。			
	工事着手日 および完了日	令和 3 年 10 月 1 日 から 令和 3 年 10 月 3 日 まで					
振込先	以下の口座に振り込んでください。(通帳の写し要提出)						
	ふりがな	かぶしきがいしゃ〇〇ふーどさーびす だいひょうとりしまりやく〇〇〇〇		預金種別	普通 当座		
	口座名義人 (※申請者と同名義)	通帳から転記	株式会社〇〇フードサービス 代表取締役〇〇〇〇	印	申請者印と同		
金融機関名	〇〇	銀行 金庫	△△	本店 支店 出張所	口座番号	1 2 3 4 5 6 7	
【要件該当確認】	<input checked="" type="checkbox"/> 以下の項目に相違ないことを誓約します。 <div style="float: right;">右詰めで記入</div>						
【添付書類確認】	右の項目について、よく読んで、当てはまる場合に□にチェック(☑)してください。 <div style="float: right;">※添付書類を確認・チェック</div>						
	① 工事請負契約書又は発注書及び発注請書の写し						☑
	② 工事代金の支払状況が確認できる書類(領収書、振込記録等)						☑
	③ 工事の完了を証明する書類の写し(工事完了報告書等)						☑
	④ 補助対象事業の実績が確認できる写真等(工事前、工事後)						☑
	⑤ 食品衛生法に基づく営業許可証の写し(新規開業施設)						☑
	※交付申請時に提出済み						☑
⑥ 補助金振込先口座と口座名義が確認できる通帳の写し						☑	
⑦ ひなた飲食店認証書の写し						☑	

平面図 (例)

- ・ 工事内容
- ・ 補助対象施設の範囲
- ・ 給気口・排気口の位置
- ・ 換気経路
- ・ 一部屋あたりの人数 (座席配置、常時部屋内に常時いる従業員)

(工事前)

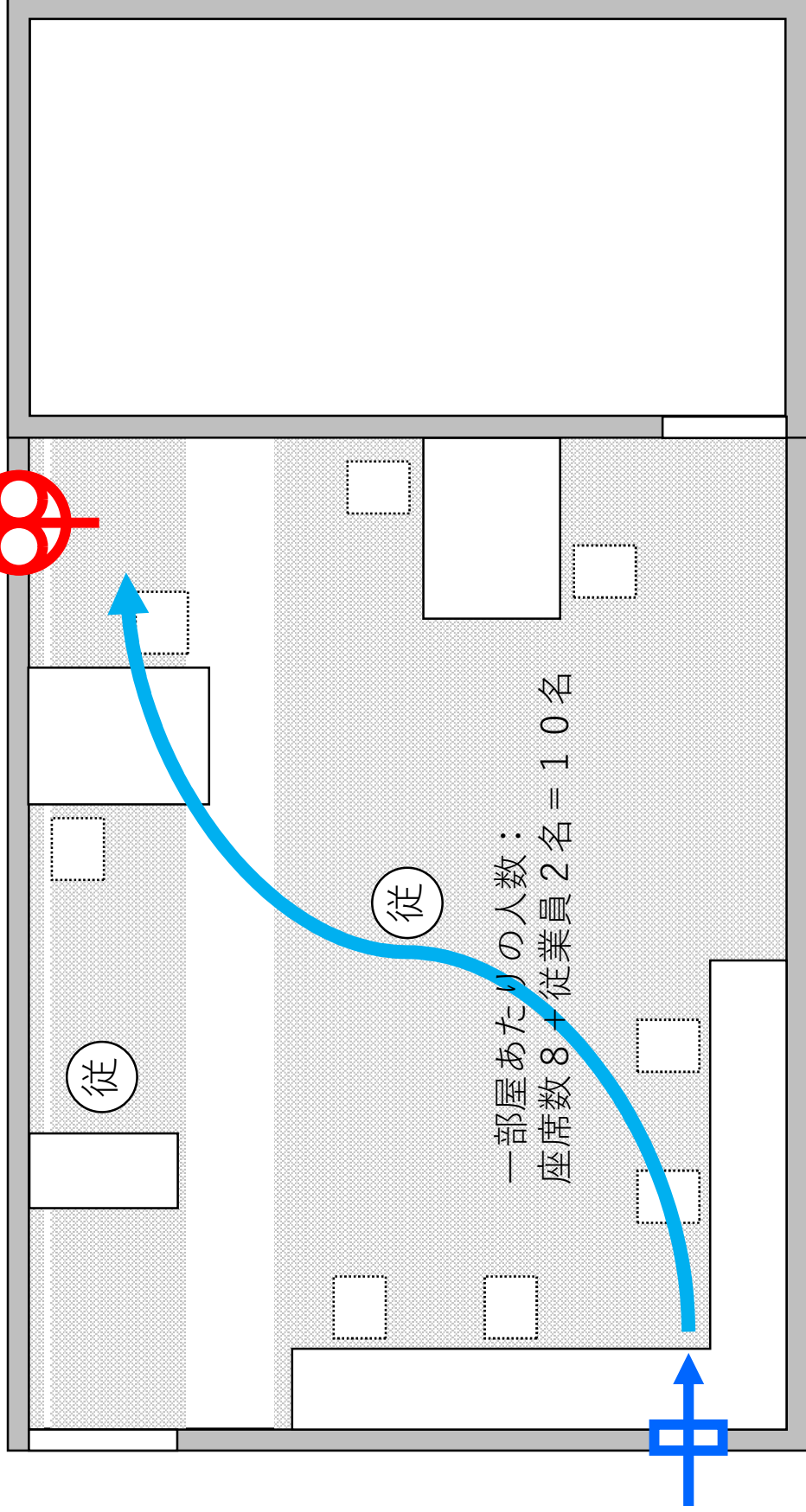
〇〇社製 XX-0000型換気扇
換気量：200m³/h

(工事後)

〇〇社製 XX-9999型換気扇
換気量：400m³/h

必要換気量：

一人あたり30 m³/h × 10人 = 300m³/h



凡例：



補助対象施設の範囲



排気ファン



給気口



換気経路

〇〇食堂 〇〇店 換気設備改修工事

平面図

令和〇年〇月〇日

〇〇設計事務所